

(記録の整備)

第二百三十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間（第三号、第六号及び第七号に掲げる記録にあつては、二年間）保存しなければならない。

一 特定施設サービス計画

二 第二百二十四条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二百二十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二百三十三条第三項の規定による結果等の記録

五 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

八 施行規則第六十四条第三号の規定による書類

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、第一項の諸記録のうち居宅介護サービス費及び特別居宅介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第二百三十七条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第四十一條まで、第五十五条、第五十六条、第一百条、第一百一十一条及び第一百五十九条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百三十八条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であつて、当該指定特定施設の特定施設従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。）の事業の基本方針並びに人員並びに設備

及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百三十九条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合においても、当該指定特定施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百四十条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 1 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 1 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上
- 3 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービス利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上
- 1 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上及び介護予防サービス利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上
- 3 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

3 前二項の利用者の数並びに前項の介護予防サービス利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の従業者（第一項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を常に一以上確保しなければならない。

い。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りではない。

5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービス利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（同項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させることが適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービス利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させることができるものとする。

（管理者）

第二百四十一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三款 設備に関する基準

第二百四十二条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定特定施設の建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

1 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

2 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

3 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 指定特定施設には、居室、浴室、便所及び食堂を設けなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合は、食堂を設けないことができるものとする。

4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂の設備の基準は、次のとおりとする。

1 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員 一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合

は、二人とすることができる。

ロ プライバシーの確保に配慮し、介護を行うために適当な広さを有すること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室 身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。

三 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

四 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。

6 指定特定施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二百三十条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第二百四十三条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百四十五条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅サービス事業所」という。)の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、入居(養護老人ホームへの入居を除く。)及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、利用者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、当該利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認その他の適切な手続についてあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第九条第二項の規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

(受託居宅サービスの提供)

第二百四十四条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百四十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、運営規程（次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(受託居宅サービス事業者への委託)

第二百四十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始にあつては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始にあつ

て契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあつては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対し業務について必要な管理及び指揮又は命令をするものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第二百四十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間（第五号、第六号及び第八号に掲げる記録にあつては、二年間）保存しなければならない。

一 特定施設サービス計画

二 第二百四十四条第二項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

三 前条第八項の規定による結果等の記録

四 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

七 次条において準用する第二百二十四条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

八 次条において準用する第二百二十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

九 次条において準用する第二百三十三条第三項の規定による結果等の記録

十 施行規則第六十四条第三号の規定による書類

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第一項の諸記録のうち居宅介護サービス費及び特例居宅介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第二百四十八条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第四十一條まで、第五十五條、第五十六條、第一百條、第一百一十一條、第二百二十二條から第二百二十七條まで、第二百三十條、第二百三十一條及び第二百三十三條から第二百三十五條までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十五條中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十五條中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百二十四條第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十七條第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十三條第一項中「指定特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同條第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同條第三項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

第十二章 福祉用具貸与

第一節 基本方針

第二百四十九条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第二百五十条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第二百三十九条第一項

一 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第二百五十六条第一項

三 指定特定福祉用具販売事業者 第二百六十七条第一項
(管理者)

第二百五十一条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第二百五十二条 指定福祉用具貸与事業所には、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を備え、並びに事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百六十条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を備えないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

一 福祉用具の保管のために必要な設備 次のとおりとすること。

イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒の効果を有するものであること。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二百四十一条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第二百五十三条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合のこれに要する交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用料又はその一部の支払がなく、その後に請求をしたにもかかわらず、利用者が正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第二百五十四条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに当該利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、福祉用具貸与の目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五十五条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項の福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る当該利用者の同意を得ること。

二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分に説明した上で、必要に応じて当該利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行うこと。

五 居室サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該居室サービス計

画に当該指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により随時その必要性が検討された上で、その継続が必要な場合は、その理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十六条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百七十四条第一項の特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(運営規程)

第二百五十七条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第二百六十一条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定福祉用具貸与の提供の方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保)

第二百五十八条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第二百五十九条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第二百六十条 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約において福祉用具の保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

第二百六十一条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第二百六十二条 指定福祉用具貸与事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間(第五号及び第六号に掲げる記録にあつては、二年間)保存しなければならない。

一 福祉用具貸与計画

二 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二百六十条第四項の規定による結果等の記録

四 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

3 指定福祉用具貸与事業者は、第一項の諸記録のうち居宅介護サービス費及び特例居宅介護

サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第二百六十三条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條から第四十一条まで、第五十六條並びに第八八條第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十二條中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第八八條第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第二百六十四條 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二百五十三條第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第二百六十五條 第九条から第十五條まで、第十七條から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條から第四十一条まで(第三十八條第五項及び第六項を除く。)、第五十六條、第八八條第一項及び第二項、第二百四十九條、第二百五十一條、第二百五十二條並びに前節(第二百五十三條第一項及び第二百六十三條を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。))」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第八八條第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十三條第二項中「法定代理受領サ-

ビスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定福祉用具販売

第一節 基本方針

第二百六十六条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第二百六十七条 指定特定福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第二百三十九条第一項
- 二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第二百五十六条第一項
- 三 指定福祉用具貸与事業者 第二百五十条第一項

（管理者）

第二百六十八条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第二百六十九条 指定特定福祉用具販売事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二百五十八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第二百七十条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対し提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第二百七十一条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、利用者から法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

1 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合のこれに要する交通費

1 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に当該措置に要する費用

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な文書等の交付)

第二百七十二條 指定特定福祉用具販売事業者は、販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる文書等を利用者に対し交付しなければならない。

1 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称を記載した文書

1 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三 領収書

四 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した文書

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百七十三條 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項の特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に

応ずるとともに、利用者に目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る当該利用者の同意を得るものとする。

- 一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- 二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分に説明した上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- 四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第二百七十四条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第二百五十六条第一項の福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第二百七十五条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間（第四号及び第五号に掲げる記録にあつては、二年間）保存しなければならない。

- 一 特定福祉用具販売計画
 - 二 第二百七十条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 五 次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録
- 3 指定特定福祉用具販売事業者は、第一項の諸記録のうち居宅介護福祉用具購入費の算定に